

令和 7 年第 2 回芳賀町教育委員会会議録

- | | | | | |
|---|----------|---------------------------------|---------------------|--|
| 1 | 期 | 日 | 令和 7 年 2 月 1 8 日（火） | |
| 2 | 場 | 所 | 芳賀町役場 2 0 2 会議室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午後 1 時 5 2 分 | |
| 4 | 出席委員 | 教 育 長 | 古 壕 秀 一 | |
| | | 教育長職務代理者 | 沼 能 寿 之 | |
| | | 委 員 | 塩 野 由 子 | |
| | | 委 員 | 山 口 友 也 | |
| | | 委 員 | 小 林 佐 知 子 | |
| 5 | 出席職員 | 学校教育課長 | 齊 藤 和 之 | |
| | | 生涯学習課長 | 田 中 一 紀 | |
| | | 学校教育課学校教育係長 | 松 本 薫 | |
| | | 学校教育課課付係長 | 涌 井 俊 裕 | |
| 6 | 書 記 | 学校教育課課長補佐兼係長 | 野 沢 幸 代 | |
| 7 | 議 題 | | | |
| | 報告第 2 号 | 令和 7 年度芳賀町一般会計予算（教育費）（案）の概要について | | |
| | 議案第 3 号 | 令和 6 年度準要保護生徒の認定について | | |
| | 議案第 4 号 | 令和 6 年度小・中学校優秀児童生徒表彰者の決定について | | |
| | 議案第 5 号 | 芳賀町読書活動推進計画（案）の策定について | | |
| | 同意案第 1 号 | 芳賀町教育長の辞職同意について | | |

8 議事の内容

発言者	内 容
古壕教育長	ただ今の出席委員は、4人です。 定足数に達しておりますので、これから令和7年第2回芳賀町教育委員会会議を開会します。 会期の決定を行います。会期は本日1日と決定したいと思いますがこれにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
古壕教育長	異議なしと認めます。 従って会期は、本日1日と決定しました。 芳賀町教育委員会会議規則第20条の規定により前回会議録の承認を行います。 先程、前回会議録署名委員の署名をいただきましたが、これを承認することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
古壕教育長	異議なしと認めます。 従って前回の会議録は承認されました。 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は会議規則第21条の規定により山口友也委員にお願いします。
委員全委員	教育長事務報告を行います ＜資料に基づき報告を行った＞ それでは、これから議事に入りますが報告第2号については「意思形成過程であるもの」、議案第3号については「個人情報が含まれているもの」、同意案第1号については「人事に関するもの」であるため、非公開としてよろしいでしょうか。
古壕教育長	異議なし。 それでは議事に入ります。 報告第2号「令和7年度芳賀町一般会計予算（教育費）（案）の概要について」の件を議題といたします。
古壕教育長	この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開
委員全員	各課長からの説明に対し、質問がありましたらお願いします。 （意見なし）
古壕教育長	続きまして議案第3号、令和6年度準要保護生徒の認定についての件を議題といたします。
	この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開

発言者	内 容
古壕教育長	異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。 続きまして議案第４号、令和６年度小・中学校優秀児童生徒表彰者の決定についての件を議題といたします。事務局、議案の朗読をお願いします。
野沢書記	(議案朗読)
古壕教育長	齊藤課長から説明をお願いします。
齊藤課長	別紙３をご覧ください。芳賀町教育委員会表彰内規に基づき一覧のとおり推薦がありました。１、県大会での優勝者及び関東・全国大会での入賞者は３９名が対象となっています。２、文化活動での優秀者は１名が対象となっています。３、学力優秀者は１０名が対象となっています。４、部活動で特に活躍した中学生２０名が対象となっています。また、義務教育課程９年間皆勤賞６名が対象となっています。合計７６名が今年度の対象となっています。表彰者には賞状のほかに副賞が送られます。メダルの対象となるのは、スポーツ活動での関東大会３位内入賞者または全国大会上位入賞者、文化活動では、県で最優秀賞以上の成績を収めた者となっており、今回は該当が１名となります。その他の表彰者は記念品が授与されます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
古壕教育長	皆様から質問がありましたらお願いします。
委員全員	(質問なし)
古壕教育長	それでは議案第４号、令和６年度小・中学校優秀児童生徒表彰者の決定についての件を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
古壕教育長	異議なしと認めます。
	従って、本案は、原案のとおり可決されました。
	続きまして議案第５号、芳賀町読書活動推進計画（案）の策定についての件を議題といたします。事務局、議案の朗読の朗読をお願いします。
野沢書記	(議案朗読)
古壕教育長	田中課長から説明をお願いします。
田中課長	お手元に配布した別紙１をご覧ください。
	計画の概要についてです。今年度第５期芳賀町読書活動推進計画の策定委員会を設置し、検討を進めてきました。今回の計画期間は令

発言者	内 容
	和 7 年度から令和 1 0 年度までの 4 年間です。計画の位置づけですが、国・県の計画等、町の振興計画に基づき、教育大綱の理念を踏まえ作成しました。今回の改正の主な変更点ですが、一つ目として、今回の計画は、読書バリアフリー計画として位置づけ、すべての人が読書の恩恵を受けることができる社会の実現を目指したものになっています。施設の案内板のバリアフリー化、大活字本、障害者に優しい蔵書の充実などに取り組みます。また、職員の研修等も充実させていきたいと考えています。二つ目として、計画の対象を子どもからすべての町民に見直しました。大人の読書活動についても今回の計画で位置づけをしています。これまでの経緯として、策定委員会を 2 回開催し進めてきました。前回の計画の取り組みについては、おおむね実施することができました。それを踏まえ委員の皆様から、幼少期の読書体験は生涯にわたる読書活動の基礎と重要なものであるため、今後も継続した取り組みを希望するという意見を複数いただいています。情報館では幼児向けの読み聞かせ会を定期的に行っていますし、学校においても朝の読書や図書室での活動など、他市町と比べ成果が出ていると思いますので、継続していきたいと思っています。大人の読書推進については、大人向けの事業を拡充していきたいと考えています。今年度も大人向けの読み聞かせ会や図書館寄席などを行っています。今後は町民祭などでの P R も行っていく予定です。電子図書については、費用や利用条件の関係で導入の予定はありません。状況をみながら検討していきたいと思っています。計画の基本方針には指標を設定しました。指標 1 として「1 か月に 1 冊以上本を読む子どもの割合」小学生 9 6 %、中学生 9 0 % と非常に高い目標を設定しました。これまでは不読率としていましたが、県の指標が不読率から読書率に変わったことから、町でもポジティブな表現に変更しました。参考に令和 6 年度の実績を記載しました。小学生は不読率 1 % 以下という目標に対し 4 . 8 %、中学生は 5 % 以下という目標に対し 1 0 . 9 % で、目標を達成することができませんでした。時代の流れの中で、本に触れる機会が全体的に少なくなっていますが、県の令和 5 年度の実績と比較すると、芳賀町は全体的に良い数字となっています。指標 2 では「1 週間あたり 1 時間以上読書をする子どもの割合」、指標 3 では「総合情報館における貸し出し利用者数」、指標 4 では「バリアフリーに関する研修・講座の受講者数」を設定しました。その他、具体的な取り組みについては計画案の 1 0 ページから幼児期、小学生、中学生、青年、成人と成長や環境、ニーズに応じて設定

発 言 者	内 容
古壕教育長 委員全員 古壕教育長 委員全員 古壕教育長 沼能職務代理者 古壕教育長	しました。 説明は以上です。 皆様から質問がありましたらお願いします。 (質問なし) それでは議案第５号、芳賀町読書活動推進計画(案)の策定についての件を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。 従って、本案は、原案のとおり可決されました。 次の同意案第１号につきましては、私の一身上に関する事件でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第６項の規定に基づき退室し、議事進行を沼能職務代理者をお願いします。 それでは、同意案第１号、芳賀町教育長の辞職同意についての件を議題といたします。 この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項の規定に基づき非公開 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を閉じたいと思います。次回は、３月１０日午前２時からです。

9 閉 会 午後３時１８分